

# 香港安全の手引き【別冊】

## ～緊急事態への対応編～

### 0 はじめに ～基本的心構え

緊急事態とは、不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な自然災害、事件・事故、各種デモ、テロ及び新型インフルエンザの発生等のように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにすることが重要です。

### I 常日頃からの準備

#### 1 連絡体制の確立

##### (1) 総領事館への「在留届」の提出、「たびレジ」の登録

3か月以上の長期滞在の方は「在留届」の提出をお願いします。外務省や総領事館は情勢に応じて、携帯電話や領事メール、SMS等の様々な手段を通じて情報提供やお知らせを行うことがあります。これらの情報や連絡が確実に入手できるよう、住所、携帯電話番号、メールアドレスを最新のものに更新しておくことが重要です（緊急事態発生時には、総領事館に各種照会が急増するため電話番号等が変更されることもあり得ますので、総領事館からのお知らせを常にチェックするようにしてください）。

登録内容に変更がある場合は**変更届**を提出してください。（変更届の提出方法は在香港日本国総領事館ホームページを参照してください。）

また、3か月未満の短期の出張や旅行を予定されている方は「たびレジ」に登録してください（渡航先を「香港」で登録すれば、香港不在の方でも香港の関連情報が得られます）。

なお、緊急事態の発生時に親族と連絡できるよう、香港での連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

在留届の登録により、緊急事態に以下の情報を受けることができます。

- メールアドレス：「領事メール」による安否確認及び緊急・安全情報
- 携帯電話：「SMS」による安否確認及び緊急・安全情報

P4～に詳細を記載していますので、ご参照ください。

- 在留届については、「香港安全の手引き」P15 もご参照ください。

[https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong\\_tebiki.pdf](https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong_tebiki.pdf)

- 在留届・たびレジの登録は、外務省海外安全ホームページから行うことができます。
- ※ 在留届の提出は、登録状況の確認や変更がいつでも可能なオンライン届出をお勧めします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>（スマートフォン対応）

## （2）香港日本人商工会議所、香港日本人倶楽部、香港日本人学校等との連携

香港で、これら日本人・日系企業等の会員を有する団体は、総領事館と緊密な連携をとりながら、必要に応じて、関係者に対して情報提供等の支援を行います。

## 2 緊急事態マニュアルの作成

会社等においては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。もちろん緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておき、更に社内訓練を行うことにより、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

## 3 備蓄品、携行品の準備と確認

### （1）貴重品

パスポート（旅券）、現金等は直ちに持ち出せるよう、保管の状況を確認しておきましょう。パスポート、身分証の有効期間や香港での滞在可能期間を常に確認してください。

### （2）備蓄物品

交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱する場合に備え、米や水、インスタントラーメン等の食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。

### （3）避難・退避する場合の携行品（緊急キット）

緊急事態が突発的に発生した際は、移動のための輸送手段が制限されたり、徒歩で移動する必要が生じたりすることから、避難・退避する際の携行品の準備が必要です。携行品は、直ちに持ち出せるよう、まとめて保管しておきましょう。

- 緊急キットについては、「香港安全の手引き」P10も参照ください。

[https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong\\_tebiki.pdf](https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong_tebiki.pdf)

## II 緊急時の行動

緊急事態が発生した場合、外務省から「危険情報」が発出される可能性があります。危険情報の目安は次のようになります。

危険レベル	
レベル1	十分注意してください。
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。
レベル3	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
レベル4	退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

また、情勢に応じた注意喚起のため、外務省から「スポット情報」または総領事館から領事メールによる「お知らせ」が発出されることがあります。

### 1 正確な情報の入手

緊急事態への対応で最も大切なことは、まずは正確な情報を入手することです。流言飛語に惑わされることなく的確な判断と行動を行うため、公的な情報、報道等を中心に常に最新情報の収集に努めてください。

#### (1) 外務省、総領事館からの情報発信

外務省、総領事館は、緊急事態が発生したら、以下の手段を通じて情報を発信します。

##### ● 領事メール

在留届またはたびレジに登録されたメールアドレスに、メールが届きます。外務省海外安全ホームページから発出される「危険情報」や「スポット情報」のほか、総領事館が現地の具体的な情報を日本語で発信します。

##### ● 海外安全ホームページ、総領事館ホームページ

- ・ 香港についての現時点で有効な安全対策情報や、安全対策に関する各種資料、近隣国・地域の「危険情報」や「安全対策基礎データ」等を、外務省「海外安全ホームページ」で情報を発信しています。

<https://anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 香港に関するこれまでの注意喚起や総領事館独自の詳細な安全情報、パスポートや在留届等の諸手続に関する情報は、総領事館ホームページを参照してください。

<http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html>

##### ● アプリケーション（海外安全アプリ）

海外で滞在される方に安全に関する情報をお届けすることを目的としたアプリケーションです。スマートフォンのGPS機能を利用し、現在地や周辺国・地域の海外安全情報を表示できるほか、任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することにより、その国等の海外安全情報が発出された場合に受信することができます。



[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

●一斉送信・安否確認のためのショートメッセージサービス（SMS）

日本総領事館から、在留届、たびレジに登録された携帯電話の端末に、ショートメールによる情報提供を行います。

（2）商工会議所、日本人倶楽部、日本人学校等からの情報発信

これら団体は、緊急事態発生の際に、総領事館と緊密な連携をとりながら、必要に応じて、それぞれの連絡網を通じ、関係者に対して情報発信を行います。

（3）NHKラジオ国際放送

NHKラジオ国際放送は、スマートフォンアプリや短波ラジオ、衛星ラジオで受信可能です。電話・インターネット等をはじめとする他の情報通信手段が利用不可能となるような緊急事態が発生した場合には、短波によるNHKのラジオ国際放送『NHKワールド・ラジオ日本』のニュースや「海外安全情報」も有益です。特に「海外安全情報」には外務省や大使館などからも積極的に情報提供を行っています。ネットラジオで聴取可能ですが、ネットが使えない環境に陥ることも考え、NHK 短波放送を聴取できる受信機を準備することは有効です。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/>

（4）香港政府等の情報（外国語）

英語、広東語、中国語による案内とはなりますが、緊急事態発生時は、香港政府や香港警察等が発信する情報も有効な手段となり得ます。

- 香港政府 <https://www.gov.hk/>（アプリあり）
- 香港警察 [https://www.police.gov.hk/ppp\\_tc/](https://www.police.gov.hk/ppp_tc/)（アプリあり）

## 2 領事メール・SMSによる安否確認

緊急事態が発生した場合に、総領事館や外務省は、在留届やたびレジで登録したメールアドレスや携帯電話番号宛に、「安否確認メール」や「安否確認ショートメッセージサービス（SMS、返信に送信料がかかります）」を一斉送信して、安否確認を行うことがあります。

総領事館等では、皆様の回答をもとに、安否を確認します。（日本語表示可能なフィーチャーフォン（いわゆるガラケー）でも受信できます。）

**安否確認にご協力お願いします**

あなたの安否確認のため、以下の欄に必要な事項を記入してください。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 どこにいますか？
- 4 同居家族等の安全状況
  - (1) 無事
  - (2) 軽傷
  - ・
  - ・
  - ・

送信内容確認

「安否確認メール」に添付された安否状況等を入力・返信するフォームのイメージ

**00 852 9665 7304**

在香港日本総領事館です。●日●●頃、●●において、・・・・・・が発生しました。

安否確認を行います。状況を次の記号1文字で返信してください。

E. 無事  
F. 支援求む  
G. 香港にいない

※アルファベットの1文字のみを回答してください。

F

「安否確認ショートメッセージサービス」のイメージ

### 3 安全確保

(1) 決して危険な場所に近づかず、身の安全を守る行動をとってください。情勢によっては、自宅に残り戸締まりをしている方が安全であることもあり得ますので、軽挙妄動はつしみましょう。

#### (2) 当局への通報

自身の状況に応じて、警察、消防、交通機関、ホテルなどの現地機関に対して、救護を求めるなどして、身の安全を守るために必要な連絡をとってください。

- 連絡先リストは、「香港安全の手引き」P16～を活用してください。

[https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong\\_tebiki.pdf](https://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/hongkong_tebiki.pdf)

#### (3) 総領事館への通報

自身または他の邦人の生命、身体、財産に危害が生じた（生じるおそれがある）ときは、迅速かつ詳細にその状況を総領事館にも通報してください。

総領事館（代表）：+852 2522 1184（365日、24時間対応）

### Ⅲ 一時避難が必要になった場合

1 自然災害等により都市機能が麻痺するような場合には、まずは自宅等で、備蓄品等を活用しながら、身の安全を守ります。

2 自宅等に留まることが困難な状況の場合、安全地域への避難が行われることがあります。香港政府により一時避難場所を指定することがありますので、当局の指示にしたがって避難してください。

総領事館は、邦人関連団体とも連絡しつつ、日本人が利用しやすい避難先の情報等を、日本語で提供します。なお、避難場所は事前に指定はしていません。

### Ⅳ 域外への退避が必要になった場合

外務省や総領事館は、情勢の推移によっては、自発的な退避を検討することをお勧めすることがあります。また、情勢が深刻な場合には、退避を勧告することがあります。

事態の進展が懸念される場合には、交通機関が機能している間（例えば、空港が閉鎖される前など）に早めに域外に退避することをお勧めします。

#### 1 民間交通手段を利用した退避

##### (1) 香港国際空港

香港国際空港からは、日本各地への定期直行便が週約450便就航しています。また、近隣国・地域の主要都市へのフライトも充実しています。

##### ● 市内から香港国際空港への交通手段

- ① 鉄道（MTR空港快線）
- ② 車両（リムジンバス、路線バス、タクシー、自家用車）
- ③ 船＋陸路（セントラル（中環）6番ふ頭→ランタオ島メイウォ（梅窩）ふ頭）  
（トンチョン（東涌）行き路線バス→空港ターミナル行き路線バス）

##### ● 交通状況に関する情報提供サイト

香港国際空港 <https://www.hongkongairport.com/en/>

MTR <http://www.mtr.com.hk/en/customer/main/index.html>

道路交通情報 <https://www.hkemobility.gov.hk/index.php?golang=EN>

##### (2) マカオ経由

マカオ国際空港からは、日本（成田、関空、福岡）への定期直行便が週約25便就航しています。

- 香港からマカオへの移動手段
  - フェリー（香港島、九龍→マカオ、タイパ）
  - 陸路（香港—マカオ大橋経由）→原則としてバスのみ

### （3）深セン等の中国本土経由

深セン国際空港や広州国際空港等からも、日本への定期直行便が就航しています。

- 香港から中国本土への移動手段
  - 鉄道（MTRで羅湖へ）
  - 高速鉄道（高鉄香港→深セン、広州、上海等）
  - 船（深セン等広東省各地向けフェリー有）
  - 陸路（リムジンバス）

※ このほか、香港国際空港等には第三国向け航空便が多数就航しており、一時避難用として利用可能ですが、第三国に退避される方は、到着地の国・地域のビザ免除の有無、また、ビザ免除による滞在期間を確認してください。

## 2 民間交通機関が利用できない場合

民間交通機関が機能しなくなった場合には、総領事館の発信するお知らせに従って行動してください。

2019年10月 発行  
編集・発行 在香港日本国総領事館